



生活環境課：0869-22-1899
リサイクルプラザ・おく：0869-22-3707
開館日 月・水・金・土
開館時間 9：00～16：00

貸金業法が大きく 変わりました

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。

近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となりました。

このため、貸金業法は、6月18日に改正され、利用者が安心して借りられるように、次の点が変わりました。

①借り返し、貸し過ぎの防止
・年収の3分の1を超える額の新規の借入れができなくなる

②上限金利の引き下げ
法律上の上限金利が29・2%から借入金額に応じて15%～20%に引き下げられます。

③貸金業者への規制も厳しく法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

なお、このように法律が

わってもヤミ金融（無登録の業者など）からは絶対に借りないでください。借金で困ったときは、早めに無料の相談窓口にお電話ください。

■相談先

- ①返済についてのお悩みは
中国財務局
多重債務相談窓口
☎0822-221-9206
日本クレジットカウンセリング協会
☎0822-511-8001
- ②貸金業法のお問い合わせは
中国財務局
岡山財務事務所理財課
☎0866-223-1131

地デジに便乗した 悪質商法にご注意！

来年7月24日に地上アナログ放送が終了します。このことに便乗した悪質商法が増えています。テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正に請求したり、工事の勧誘を行う例が起きています。

地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

行政機関や放送事業者が個人の自宅を訪問し、工事を理由に金銭を要求することは一切ありません。契約は慎重に判断してください。

■問い合わせ先
デジサポ岡山
☎0866-899-6060

手作り教室のご案内

瀬戸内市消費生活問題研究協議会では下記の日程で手作り教室を開催します。

タンスに眠っている背広をちょっと手直しするだけで、おしゃれなベストに生まれかわります。一緒にリフォームしましょう。

原則として全2回の参加ですが、都合のつかない人は、どちらか1回でも構いません。

お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

▷日時 10月23日(土)、11月27日(土)

午前9時30分～午前11時30分

▷場所 リサイクルプラザ・おく

▷持ってくる物

不要の背広、裁縫道具

▷参加費 無料

▷定員 20人

■問い合わせ先

リサイクルプラザ・おく



問 瀬戸内警察署：0869-34-6110
消防本部警防課：0869-22-1492
予防課：0869-22-1493

侵入盗の被害防止

警察安全情報

瀬戸内警察署管内全域で、就寝中に泥棒に入られるなどの侵入盗が発生しています。

7月末現在の侵入盗の発生件数は17件です。

自宅ですら就寝中であっても油断することなく、次のことを守って侵入盗の被害に遭わないようにしましょう。

玄関などはツーロック

泥棒は侵入に時間が掛かるのを嫌うため、玄関のドアは2つの鍵を付けるツーロックにしましょう。また、振動やドアの開閉によって音が出る防犯センサーや人や車が近付くと明かりがつくセンサーライトを取り付けましょう。

2階も忘れずに

2階から侵入する泥棒もいるので、昼夜を問わず2階の部屋にも必ず鍵を掛け、侵入を容易にする脚立や足場となる物を置かないようにしてください。

死角をつくらない

塀を低くしたり、庭木を剪定して、泥棒が隠れるのを防ぐなど見通しの確保や家の周りに砂利を敷くようにしましょう。

窓ガラスには補助錠を

泥棒の中には窓ガラスを割って侵入するものがあります。窓にはクレセント錠だけでなく補助錠を取り付けると



ともに、窓ガラスを防犯ガラスに取り替えたり、トイレや浴室の高窓には面格子を取り付けたりしましょう。

「地域の目」で撃退

泥棒は、近所の人に顔を見られたり、声を掛けられたりするのを嫌います。地域で見慣れない人を見たらあいさつをするなど一言声を掛けましょう。

短時間の外出も必ず鍵を

朝のゴミ出し、ちよっとした外出など、短時間でも必ず鍵を掛けましょう。

不審者を見たら110番

敷地内に無断で侵入して屋内をのぞいたり、ボールやドライバーなど侵入用具を所持していたりする不審者を見つけた場合には直ちに110番通報を行ってください。

■問い合わせ先

瀬戸内警察署

住宅用火災警報器の設置期限まであと半年になりました

あなたの大切な命と財産を守るために

長船町磯上地区では、このほど住宅用火災警報器を地域で共同購入しました。

磯上地域支援親和会が各自治会長を通じて共同購入を働きかけたところ、多くの人から賛同が

あり、約300個を購入しました。

会長の岡村さんは、「地域全体に安心感が広がるとともに、一括購入で1個当たりの単価も安くなりました。万が一火災が起きても早期発見につながると思います」と語っていました。

住宅用火災警報器は、消防法により設置が義務づけられており、本市では、平成23年5月31日までに既存住宅にも設置が必要です。

住宅用火災警報器は、住宅火災により死に至った原因の7割を占める「逃げ遅れ」を防ぐとともに、初期消火にも有効です。

購入は、お近くの電気店、ホームセンター、消防設備取扱店、電気工事店、農協などでできます。

なお、消防本部では、自治会、その他団体での共同購入を推奨しています。

■問い合わせ先

消防本部予防課



磯上地域支援親和会の岡村会長